

不登校児童生徒への支援について

●不登校の状況

文部科学省が実施した「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果によれば、令和6年度の小・中学校の不登校児童生徒数は約35万4千人と過去最多となっています。不登校児童生徒数の増加率は、新規不登校児童生徒数の減少等により低下しているものの、極めて憂慮すべき状況にあります。

●誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」

文部科学省では、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、以下の3つの柱を推進することにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、令和5年3月に取りまとめました。

1

不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、学びたいと思ったときに多様な学びにつながるができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備することが重要です。

2

心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため、1人1台端末を活用し、小さなSOSを早期に気づくことができるように、「心の健康観察」の導入を進めるとともに、不登校児童生徒の保護者も支援していくことが重要です。

3

学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校のルール作りに子供たちが主体的に参加することを含め、学校に関係する全ての者が共通認識を持って、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを進めることが重要です。

●不登校児童生徒の状況に応じた多様な学びの場

不登校児童生徒といっても、その状況は一様ではなく、個々の状況に応じて多様な学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える必要があります。

●校内教育支援センター

校内教育支援センターとは、学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせ

てリラックスしたいときに利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋です。令和7年6月時点で、全国の公立小中学校の約59%に設置されています。

文部科学省では、令和8年度予算において、校内教育支援センターの支援員の配置に係る予算を拡充しています。各教育委員会におかれては、校内教育支援センターの設置、また支援員の配置について、ご検討いただきますようお願いいたします。

• 学びの多様化学校

学びの多様化学校とは、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校です。令和8年4月現在、全国に84校設置されています。学びの多様化学校における教育実践は、学びの多様化学校のみならず、通常の学校においても広く指導上の参考となるものですので、学校間交流や研修等を実施することにより、地域全体の不登校支援の強化にもつながります。

第4期教育振興基本計画においても、各都道府県・政令指定都市での1校以上の設置を令和9年度中に進め、将来的には、分教室型も含め、全国で300校の設置を目指すこととしていますので、各教育委員会におかれては、学びの多様化学校の設置について、積極的にご検討いただきますようお願いいたします。

• 教育支援センター

教育支援センターとは、各地域の教育委員会等が開設し、児童生徒一人一人に合わせた個別指導や相談などを実施する施設です。令和6年度時点で、全国に1873箇所あります。

教育支援センターは、地域の不登校支援の拠点として、不登校児童生徒の保護者への相談指導を実施したり、家から出ることができない児童生徒が学びにアクセスすることができるよう、家庭訪問等のアウトリーチ支援を実施する役割が求められます。

文部科学省においては、不登校児童生徒の保護者が地域の相談支援機関につながるができるよう、各教育委員会において作成した地域の情報をHPIにまとめてい

ます。多くの教育委員会から登録いただいておりますが、登録していない教育委員会におかれては、積極的に登録いただくとともに、すでに登録している教育委員会についても、保護者にとって、相談先がわかりやすくなるように、必要に応じて、掲載する情報の更新をお願いします。



不登校に関する
地元の相談窓口

◎ 不登校児童生徒の出席扱い・成績評価

不登校児童生徒の中には、教育支援センター等の公的機関やフリースクール等の民間施設等の学校外の機関や自宅等において懸命に学習を続けている児童生徒もいることから、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、不登校児童生徒が学校外の施設で相談・指導を受けている場合や、自宅でICT等を活用した学習活動を行っている場合、一定の要件を満たせば、学校は出席扱いや成績評価を行うことができます。

令和8年4月には、文部科学省より、本制度の活用を更に促進するため、「学校・教育委員会等向け」と「保護者向け」のリーフレットを作成し、周知しました。「学校・教育委員会等向け」にリーフレットには、出席扱い・成績評価されている具体的な事例のほか、本制度が各学校で適切に活用されるよう、都道府県・市区町村教育委員会において、制度やその活用事例を周知する例や、民間施設等との連携を支援する例についても併せて掲載しています。教育委員会におかれては、こういった例を参考に、学校現場への効果的な周知をお願いします。



不登校児童生徒の出席扱い・
成績評価について
【学校・教育委員会等向け】